

【重要事項説明書】医療保険・介護保険（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）

訪問看護の提供にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 事業者概要

事業者名称	合同会社Shine
代表者氏名	高石 早与子
本社所在地	瀬戸市瘤木町73番地1 0561-50-2721
法人設立年月日	令和6年10月11日

2 事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション咲桜
介護保険指定事業所番号	
事業所所在地	瀬戸市瘤木町73番地1
連絡先	(電話)0561-56-8620(FAX)0561-56-8621 管理者：八尾 ちさ
事業所の通常の事業の実施地域	瀬戸市、尾張旭市、長久手市、名古屋市名東区・守山区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 ・要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(国民の祝日、12/29から1/3までを除く)
営業時間	午前9時～午後5時

※24時間電話による連絡相談等が可能であり、必要に応じ適切に対応します。

(4) 事業所の職員体制(令和7年7月1日現在)

管理者	八尾 ちさ
職務内容	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

看護師：常勤換算2.5名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護・介護予防訪問看護の提供	訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書に基づき、下記の看護を提供します。主な看護の内容 ① バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・呼吸・簡易酸素飽和度測定) ② 全身状態の観察 ③ 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など) ④ 療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など) ⑤ 内服薬の管理(内服確認や副作用の確認) ⑥ 創傷及び褥瘡処置 ⑦ 人工肛門・人工膀胱管理ケア ⑧ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア ⑨ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア ⑩ 在宅酸素療法管理ケア ⑪ 在宅人工呼吸器管理ケア ⑫ 腹膜灌流透析の管理ケア ⑬ 喀痰の吸引・管理 ⑭ 点滴・注射など ⑮ 排泄管理ケア(浣腸・摘便) ⑯ リハビリ援助行為(拘縮予防・機能維持回復) ⑰ 認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど) ⑱ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介 ⑲ 褥瘡予防・リハビリ・食事(介助の工夫・方法など)などの説明や助言 ⑳ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法などの説明や助言 ㉑ 介護者の健康相談や助言 ㉒ リンパ浮腫のケア など

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供する訪問看護サービスの利用料(料金表参照)

- ① 利用者は、訪問看護サービスに対する所定の利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額を支払うものとします。
- ② 利用者は、訪問看護サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

4 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

ご請求方法	<p>(1) 利用料、利用者負担額(医療保険・介護保険を適用する場合)及びその他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>(2) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌々月 20日頃までに利用者宛てにお届け(郵送等)します。</p>
お支払い方法	<p>(1) 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替(翌々月 26 日頃)</p> <p>(イ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>(ウ)現金払い</p> <p>(2) お支払いの確認をしましたら、支払い方法によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(医療保険・介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いにおいて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険証・介護保険被保険者証等の記載内容(被保険者資格要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間を確認させていただきま~~ず~~被保険者証の更新、種類や住所の変更などがあつた場合は速やかにお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当職請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護支援・介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて、必要と認められるときは、要支援・要介護認定の更新申請が、遅くとも利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する 30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに、介護保険の場合、利用者に係る居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者が作成する「居宅介護サービス・介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」を作成しますなお、作成した「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することがあります。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実

際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：八尾 ちさ
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>(2) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>(3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>(4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>(1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>(2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は市町村、

利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者(地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 瀬戸市役所 介護保険課	所在地 瀬戸市瘤木町73番地 1 電話番号 0561-88-2620 平日（祝日除く）
------------------------------	---

事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	カイポケ無償保険
補償の概要	福祉事業総合賠償責任業務の遂行に伴い、万が一利用者やその家族などの第三者にケガをさせたり、財物を破損させた場合など、その法律上の損害賠償責任を補償。

11 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問時にはケアの前後で手洗いをさせていただきます。洗面所をお借りしますので、ご了承ください。
- (3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ送付します。

14 業務継続計画の策定等について

- (4) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、

及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (5) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス提供に関する相談、ご意見についての相談窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション咲桜	所在地:瀬戸市瘤木町73番地1 電話番号:0561-56-8621 受付時間:9:00~17:00 担当:八尾 ちさ
【市町村(保険者)の窓口】 瀬戸市役所 高齢者福祉課 介護認定給付係	電話番号 0561-88-2620 (直通) 平日(祝日除く)